

防衛省訓令第17号

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第22条
第9号及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2
1条の2第2項の規定に基づき、自衛隊サイバー防衛隊
に関する統合幕僚監部の所掌事務及び自衛隊サイバー防
衛隊に対する防衛大臣の指揮監督について統合幕僚長の
行う職務を定める訓令を次のように定める。

令和4年3月16日

防衛大臣 岸 信夫

自衛隊サイバー防衛隊に関する統合幕僚監部の所
掌事務及び自衛隊サイバー防衛隊に対する防衛大
臣の指揮監督について統合幕僚長の行う職務を定
める訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛隊サイバー防衛隊に関する統
合幕僚監部の所掌事務及び自衛隊サイバー防衛隊に対
する防衛大臣の指揮監督について統合幕僚長の行う職
務を定めるものとする。

(統合幕僚監部の所掌事務)

第 2 条 統合幕僚監部は、防衛省設置法第 2 2 条第 1 号から第 8 号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中央指揮システム（中央指揮システムの維持及び管理に関する訓令（昭和 5 9 年防衛庁訓令第 6 号）第 2 条第 4 号に規定する中央指揮システムをいう。）の維持及び管理に関する計画の立案に関すること。
- (2) 防衛情報通信基盤（防衛情報通信基盤の業務実施に関する訓令（平成 1 5 年防衛庁訓令第 1 9 号）第 2 条第 1 号に規定する防衛情報通信基盤をいう。）の維持及び管理に関する計画の立案に関すること。
- (3) 自衛隊サイバー防衛隊についての防衛及び警備に関する計画の立案に関すること。
- (4) 自衛隊サイバー防衛隊の教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。
- (5) 前 2 号に掲げる事務に関し必要な隊務の能率的運

営の調査及び研究に關すること。

（統合幕僚長の行う職務）

第 3 条 自衛隊サイバー防衛隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに關する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するほか、統合幕僚長は、同隊に対する防衛大臣の指揮監督について、同隊の隊務及び同隊の隊員の服務を監督する。

（委任規定）

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に關し必要な事項は、統合幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和 4 年 3 月 1 7 日から施行する。
- 2 防衛省設置法第 2 2 条第 8 号の規定に基づく統合幕僚監部の所掌事務及び自衛隊指揮通信システム隊に対する防衛大臣の指揮監督について統合幕僚長の行う職務を定める訓令（平成 2 0 年防衛省訓令第 1 3 号）を廃止する。